

過労死を助長する労働基準法の改悪は絶対に認めない

2015年2月18日

働くもののいのちと健康を守る全国センター

理事長 福地保馬

厚生労働省に設置されている労働政策審議会は2月13日、今後の労働時間法制の在り方に関する「建議」を取りまとめ、2月17日に「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」が提示された。昨年の通常国会において、全会一致で過労死等防止対策推進法が成立し、長時間労働の規制が政治課題となっているにもかかわらず、8時間労働制の基本原則を投げ捨て、過労死を助長する労働基準法の改悪を許すことはできない。

「改正案」の最大の問題は、8時間労働制という労働者保護法制の根幹を揺るがす内容であることだ。「高度プロフェッショナル制度」では労働時間規制（労働者保護）が完全に取り扱われる。さらに、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制の大きな要件緩和も盛り込まれている。過労死と過労自殺、ブラック企業が社会問題になっているなか、求められるものは、労働時間の上限規制の実現など労働時間短縮の具体的な対策を講じることである。過労死等防止対策推進法に基づき、過労死等を防止するための長時間労働の規制など、大綱の協議がこれから始まろうとしている矢先、労働者の権利を著しく形骸化し、長時間過密労働にいっそうの拍車をかけようとする規制緩和を認めるわけにはいかない。

高度プロフェッショナル制度では、それまでの労働時間を「健康管理時間」と言い換え、過労死ラインを基準に、死ぬかもしれない働き方へ追い立てようとしている。ディーセントワークの観点が抜け落ちており、過労死を蔓延させる危険性をはらんでいる。医師の面接指導の義務化は、労務管理・労働時間管理の責任を産業医に押しつけ、長時間労働に対する企業の責任を免罪するものだ。働き過ぎの防止策として、①休息時間の付与義務、深夜業の回数規制、②健康管理時間の上限規制、③最低日数の休日の付与義務、のいずれかの措置を講じることとしている。すべての措置を義務化しても不十分すぎる低い基準であるにもかかわらず選択制とするのは、労働者の安全衛生に対する企業の責任を投げ捨てるものである。残業時間が100時間を超える労働者を守るものは医師の面談の義務化ではない。長時間労働の抑制対策の強化による働き過ぎ社会の改善が重要なのだ。労働者は機械の部品ではない。また、一定以上の年収があるからと言って、長時間労働をさせてもいいことにはならない。労働者派遣法の改悪を見ても、年収要件の緩和など対象の拡大が遠くないうちに進んでいくことは明らかである。

企画業務型裁量労働制の対象拡大では、「企画立案調査分析を一体的に行う業務」にも狙いを定めている。対象業務の範囲が拡大されれば、ほぼすべての営業職が対象となる。裁量労働制は、労働者による労働時間の「裁量」ではない。時間管理があいまいになり、ノルマに追い立てられる働き方となる。労働者を肉体的、精神的に追いつめていき、なし崩し的に労働者の利益が奪われていく改悪だと指摘されても過言ではない。

「建議」のとりまとめの在り方にも大いに疑問が残る。「高度プロフェッショナル制度の創設」と「企画業務型裁量労働制の新たな枠組み」という今回の「建議」の根幹（＝法改正の骨格部分）には、「認められない」とする労働者代表委員の意見が付されたとおり、労政審で労使の意見の一致がなされていない。それなのになぜ、報告がとりまとめられるのか。ILOが求める三者構成原則を無視するかのような悪質な「とりまとめ」を看過することはできない。ただちに「改正案」を審議会に差し戻し、審議をやり直すべきである。

いのちと健康を守る全国センターは、すべての働く人々と連帯を強め、長時間労働のは正、過労死のない労働者のいのちと健康が守られる社会の実現のため、国民に支持される運動を広げていく覚悟だ。